

## 令和8年度 生活指導方針

### 1 基本方針

学校の教育目標や目指す生徒像の実現のため、以下の指導方針を基盤に全教職員の共通理解のもとに、一人一人の生徒の内面を理解するとともに、意欲をもたせる指導を行い、充実感・満足感のある学校生活の実現に努める。

- (1) 組織的な生活指導を推進し、問題の早期発見・早期指導にあたる。
- (2) 問題発生時の対応を含め、全教育活動を通して、全教職員が協力して全生徒の指導にあたる。
- (3) 生徒の豊かな心の育成のために、きめ細やかで丁寧な対応を実践する。
- (4) 教職員間や家庭及び関係諸機関との連携を密にする。

### 2 具体的な活動目標及び活動内容

- (1) 生徒との触れ合いを大切にし、生徒の情報把握や相談活動を積極的に進める。
  - ① 教科、道徳、学級活動、部活動、休み時間等すべての教育活動を通して、教師と生徒との心の交流を図り、豊かな心情を養う。
  - ② 毎学期行う生活アンケート等を活用して、生徒へのかかわりを深め、内面理解に努める。
  - ③ いじめや嫌がらせ等を早期発見できる人間関係づくりを確立する。
- (2) 生活指導部会を通して、生徒一人一人の状況の把握と共通理解を深めるとともに、指導上課題のある生徒への具体的な指導の方針を立てる。
  - ① 生活指導部会では、生徒一人一人の実態把握とその生徒への具体的な指導の方針を立て、その方針を各学年へ周知・徹底する体制を確立する。
  - ② 問題行動が発生した場合は、生活指導部を中心に的確かつ迅速な対応をし、全教職員に報告するとともに、全教職員が協力して指導にあたる。
- (3) スクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーターと連携しながら、組織的に具体的な指導を行う。
  - ① 学校不適應の生徒に対しては、粘り強く対応するとともに、必要に応じて別室登校を含めた指導体制をとる。
  - ② 特別な支援を必要とする生徒については、個々の生徒の様子を共通理解し、集団的な指導体制で指導を進める。
- (4) 生活規律の確立をめざす。
  - ① 「着席チャイム」を徹底させる。また、必要に応じて授業前や授業中のパトロールを行う。
  - ② 朝礼等集会で落ち着かない生徒や服装違反をしている生徒などに対しては、全教員で注意するようにする。
  - ③ 朝の挨拶運動や下校指導など、登下校の安全と時刻を守る取り組みを組織的に進める。

- (5) 楽しい充実した学校生活をめざす。
  - ① 行事の成功をめざし教師が組織的・計画的な指導を行い、生徒の活動を活発化させるとともに、行事を通し仲間に対する見方を広げ、良好な人間関係を構築する。
  - ② 生徒の自主性・主体性を大切にし、生徒集団が活発な活動ができるよう、リーダー養成を行う。
  - ③ 生徒会担当と連携し、生徒会活動を活発化させるとともに、生徒自らが生活課題を解決していく力を身に付けさせ、充実感のある学校生活を送れるようにする。
- (6) 豊かな心の育成を図る。
  - ① 日々の生活の中で、生徒へのきめ細やかで丁寧な対応を実践する。
  - ② いじめの防止に関し朝礼・学年集会・クラス活動・道徳授業等の中で取り上げると共に生徒会を中心とした防止に関する取り組みを実践する。
  - ③ 日常的に生徒個々の様子を教師間の連携・情報交換によりきめ細かく把握し、素早い対応を行う。
  - ④ 生徒たちが安心して充実した学校生活を送るために暴力（体罰）の無い学校づくりを行う。そのために、全教員での研修会の実施や「体罰根絶に向けた総合的な対策」及び「STOP！体罰（体罰根絶映像資料）」等の活用により、暴力（体罰）根絶に向けた総合的な対策を講じる。
- (7) 保護者、地域との連携を積極的に行うとともに、関係機関との連携を図る。
  - ① 状況により学校・地域・関係諸機関から構成されるサポートチームを立ち上げ、非行の未然防止や健全育成に組織的に取り組む。
  - ② 問題行動の実態に応じて、警察など関係機関との連携を図る。

### 3 いじめの防止等の基本的な方針と取り組み内容

- (1) いじめの防止等に関する基本的な考え方
  - ① いじめる生徒に対して「いじめは絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
  - ② いじめられている生徒を徹底して守り通す。
  - ③ 教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。
- (2) いじめの防止等に関する校内体制
  - ① 学校いじめ対策委員会  
ア：開催日毎週（月）曜日（8）時（50）分から  
構成員：校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC  
イ：役割いじめの認知、いじめの対応協議と全体周知、いじめの解消判断、校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し等

② いじめ対応の流れ

- ア：いじめの情報のキャッチ、発見
- イ：正確な実態の把握
- ウ：指導体制、方針の決定（関係機関との連携を図る）
- エ：生徒への指導・支援・保護者との連携
- オ：その対応、見守り

(3) いじめ防止に向けた授業、生徒の取り組み

① いじめの防止等に関わる授業

- ア：特別な道徳
- イ：総合的な学習の時間
- ウ：学級活動
- エ：体育大会・合唱コンクール・校外学習・宿泊行事等に向けた取り組み
- オ：総合防災訓練

② SOSの出し方に関する授業

- ア：アンガーマネージメント
- イ：特別の道徳
- ウ：セーフティ教室
- エ：SCによる1年生の全員面接
- オ：年5回のいじめアンケート

③ いのちの大切さを共に考える日の取り組み

- ア：全校集会を通して、校長からいのちの大切さを共に考える日の講話
- イ：赤ちゃんふれあい事業
- ウ：がん教育

④ 自己肯定感を高める取り組み

- ア：全学年ハイパーQUの実施と活用
- イ：学級活動の充実と生徒会活動の活発化
- ウ：体育大会・合唱コンクール・校外学習・宿泊行事等に向けて生徒同士の話し合いによる合意形成
- エ：部活動の充実

(4) 保護者・地域・関係機関との連携

① 保護者

- ア：学校いじめ防止基本方針等いじめ対策について説明
- イ：子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・対応を図る
- ウ：学校評価アンケートによる評価を学校いじめ防止等の取り組みの改善につなげる
- エ：不登校傾向の生徒、保護者との連携を図る。

② 地域

- ア：学校運営協議会で学校のいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- イ：道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校のいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ウ：学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

③ 関係機関

- ア：生徒や家庭へ相談窓口の一覧を適時（長期休業前）必ず周知する。
- イ：事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ウ：学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。

#### 4 暴力行為に対する基本的対応

(1) 対教師暴力

- ① 周囲の生徒を隣の教室や職員室の教員に知らせに行かせる。
  - ② 複数の教師で発生場所に駆けつけ、暴力行為を制止させ、別室に入れる。暴力が続けられる場合は警察に通報する。
  - ③ 興奮がおさまるのを待って複数の教員で対応し、事実の確認や指導を行う。
  - ④ 担任または学年の教員から当該生徒の保護者に連絡し、経緯の説明を行う。
  - ⑤ 生徒は保護者同伴で下校させ、気持ちを整えて家庭で反省させる。なお、保護者がすぐに来校できない場合は、保護者との共通理解を図った上で、別室での反省を促し、当日中に当該生徒を連れて来校してもらうようにする。
  - ⑥ 翌日以降、保護者同伴で当該教師への謝罪の場をもち、校長の前で誓約してからその後の授業を受ける。
- \* 当該教員が怪我等をした場合は、医療手続きとともに被害届の提出も視野に入れた対応をとる。

(2) 生徒間暴力

- ① 近くにいる教員が制止するとともに、緊急用インターホンの活用や周囲の生徒（学級代表委員）を隣の教室や職員室の教員に知らせに行かせる。
- ② 被害生徒及び加害生徒を一般生徒から離し、それぞれ別室で事実確認を行う。
- ③ 被害生徒及び加害生徒の保護者へ連絡し経緯の説明を行う。
- ④ 被害生徒については、治療等が必要ない場合は授業へ復帰させる。治療が必要な場合は、保健室や病院等での治療後授業へ復帰させる。
- ⑤ 加害生徒については、本人及びその保護者への指導の後、当日中に被害生徒及び加害生徒の保護者同席のもと、被害生徒への謝罪を行う。
- ⑥ 加害生徒は翌日以降、原則保護者同伴で校長の前で誓約してからその後の授業を受ける。

## 5 暴力行為以外の主な問題行動に対する基本的対応

### (1) 服装違反

- ① 当該学年の教員（or 発見した教員）が本人への指導を行いその場で直させる。
- ② 指導に従わない場合は、複数対応で別室にて指導を行う。自宅での着替えが必要な場合は、保護者に連絡をとった上で再登校させる。

### (2) 不要物（スマートフォン・携帯電話含む）

- ① 当該学年の教員（or 発見した教員）が本人への指導を行いその場で一時的に没収する。
- ② 保護者に連絡した上で、保護者に直接渡す。

### (3) 授業の抜け出し

- ① 当該学年の教員が本人への指導を行い、教室に戻すことを基本とするが、学習の意志を感じられない場合などは複数対応で別室にて指導を行う。
- ② 見つからない場合は、保護者に連絡し見つけ次第①と同様の対応をする。
- ③ 授業の抜け出しが繰り返される場合は、保護者と連携し自宅での反省を促す。

### (4) 授業妨害

- ① 教科担当の教員が本人への指導を行い、その後学年の教員へ報告する。
- ② 指導に従わない場合は、周囲の生徒を隣の教室や職員室の教員に知らせに行かせ、複数対応で別室にて指導を行う。暴力行為になった場合は、3(1)の対応をとる。
- ③ 授業妨害が繰り返される場合は、保護者と連携し自宅での反省を促す。

### (5) 器物破損・落書き

- ① 器物破損をしてしまった場合、日頃から当該生徒が名乗り出ることを基本とした指導を行う。
- ② 当該生徒、目撃者による状況・事実の確認をする。
- ③ 「公共物破損届」を提出させる。（担任⇒学年⇒生活指導主任⇒管理職）
- ④ 故意の破損行為は、指導的観点から保護者に理解を求め、原状回復、または弁償させる。

### (6) 喫煙・飲酒

- ① 発見した教員が制止、その後たばこ等を没収し別室で事情聴取をする。複数の場合は個別に対応する。
- ② 保護者へ連絡し、本人及び保護者への指導を行う。
- ③ 翌日以降、保護者同伴で校長の前で誓約してからその後の授業を受ける。

### (7) 他校生の訪問

- ① できるだけ多人数で対応し、本校生徒と接触させないようにする。
- ② その場で指導（学校名、氏名、用件等の確認）して帰し、当該校に連絡する。
- ③ 従わないときなど、対応によっては身柄を確保し、当該校の教員に引き取りを依頼する。
- ④ 反抗、暴力行為等、状況によっては警察に通報する。

## 6 その他

### \* 問題行動初期を発見する【授業において】

- 忘れ物が多く、忘れてきても平気である。
- 私語や冷やかしが多く、しかも注意する生徒もいない。
- 机の上やノート・教科書・たな・窓ガラスなどに落書きがある。
- ノートやプリントを破りいたずら書きをして友達に回したり紙飛行機にしたりする。
- 授業中消しゴムやペンなどの貸し借りが多くなる。（筆記用具を持ってこない）
- 黒板が前の授業のままになっている。消すように呼びかけても誰も動かない。
- 訳も無く授業に遅れてくる者が何人もいる。
- 授業中適当に理由をつけて教室を出て行く。
- ノートを取らない者が増えてくる。
- 授業は静かであるが生徒の表情がかたく、声も小さくしらけムードである。
- 座席を勝手にかわったり窓際に寄ったり列を乱したりすることが多くなる。